

岡山市婦人バレーボール大会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 女性の健康と体力の維持，増進を図り，相互の親睦，交流を深めるため，予算の範囲内において岡山市婦人バレーボール大会事業補助金を交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は，規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，岡山市連合婦人会が実施する岡山市婦人バレーボール大会に関する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は，岡山市連合婦人会とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は，補助事業に要する経費のうち，岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により，同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により，同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって，教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには，補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の実施に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は，平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成17年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年6月8日から施行する。